

兵農保第 20 号

平成 25 年 4 月 2 日

農林水産大臣 林 芳 正 様

兵庫県農業共済組合連合会

会長理事 鷺 尾 弘 志

「農業災害補償法第 142 条の 5 第 1 項の規定に基づく必要措置命令（平成 23 年 4 月 26 日付け農林水産省指令 23 経営第 200 号）」に係る具体的な措置の取組状況（平成 25 年 3 月末現在）を下記のとおり提出いたします。

記

1 命令の内容

兵庫県農業共済組合連合会は検査忌避行為及び建物共済事業における法令違反の再発防止のため、具体的な措置を講ずること。具体的な措置の取組状況について、別途農林水産省経営局長から指示があるまで、平成 23 年 6 月末を第 1 回とし、以後、3 か月ごとにとりまとめ、翌月 10 日までに報告すること。

上記に係る具体的な措置の取組状況（平成 25 年 3 月末）及び平成 25 年度措置計画工程表については、別添の報告書のとおりであります。

具体的な措置の取組状況第8回報告書（3月末）

（1）適切な受検態勢の確立

具体的な措置	取組状況
① 検査の効果的・効率的実施を確保するための検査対応業務の適正な管理	
<p>ア 内部監査室(仮称)の新設</p> <p>検査対応を行う窓口と検査全体の管理を行う部署として、内部監査室を新設します。当該部署の組織的独立性と実効性を確保するため、専任職員と事業運営に精通した兼務職員で構成し、設置に伴う職制規則の改正を平成23年6月の第1回理事会で行い、同年7月に設置します。</p>	<p>監査指導部(措置計画から名称変更。以下同じ。)については、平成23年6月27日の第1回理事会において職制規則及び文書規則の改正を行い、同年7月1日に設置し、同日付で専任職員1名と兼務職員3名を配属しました。</p> <p>同部では、検査調書の内容審査及び実地検査の立ち会い並びに改善点の指導監督を行うよう常例検査等対応要領を同年7月1日に決めました。さらに、常例検査において発見した不祥事の対応を不祥事件対応要領に一元化するよう平成24年2月20日に常例検査等対応要領の一部改正を行いました。</p> <p>平成23年度の常例検査については、平成24年2月16日に現物調査及び同年2月27日から同年3月2日まで実地検査(以下「平成23年度常例検査」という。)を受けたので、同要領に基づき監査指導部が検査調書の内容審査及び実地検査の立ち会いを行いました。</p> <p>平成24年4月1日付け定期人事異動において監査指導部次長2名の人事異動を行い、前年度同様の人員配置としています。</p> <p>監査指導部は、引き続き常例検査の対応と管理を行い、検査結果等を踏まえながら、受検態勢の整備に努めていきます。</p>
<p>イ 検査調書の審査及び決裁</p> <p>検査調書は、上記内部監査室が内容審査を行った後、会長理事及び専務理事の決裁を受けることとし、チェック機能と管理体制を強化します。</p>	<p>平成23年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁し、同年6月24日に農林水産省に提出しました。</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>平成 23 年度常例検査の検査調書については、担当部署の部課長が「常例検査の検査調書チェックリスト(担当部署用)」に基づき、担当者の作成した検査調書の内容と基礎資料の照合点検を行いました。各部作成の調書を総務部が一括して起案した後、監査指導部が「常例検査の検査調書チェックリスト(監査指導部用)」に基づく内容審査を行い、その結果をまとめた常例検査報告書を添付して会長理事及び専務理事が決裁のうえ、平成 24 年 2 月 22 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>平成 24 年度常例検査の検査調書は、農林水産省の定める農業共済組合連合会検査実施要項(平成 24 年 4 月 2 日最終改正)に基づき作成することとし、同要項に規定する調書内容に沿って上記のチェックリストを同年 5 月 24 日に一部見直しました。</p> <p>検査調書の提出にあたっては、引き続き上記のとおり点検・審査を行い、内部チェック機能と管理体制を強化していきます。</p>
<p>ウ 実地検査の立ち会い</p> <p>内部監査室及び常勤理事は、必ず実地検査に立ち会い、本会の業務運営上の課題等を客観的視点から把握し、監督を強化します。</p>	<p>平成 23 年度常例検査の実地検査の立ち会いについては、監査指導部及び専務理事が行い、監査指導部が受検対応結果をまとめた常例検査報告書を作成し、平成 24 年 3 月 2 日に会長理事に提出しました。</p> <p>実地検査の立ち会いは、引き続き上記のとおり行い、業務運営上の改善整備すべき事項等がないか監視・監督を強化していきます。</p>
<p>② 理事会等による検査対応業務に対する監視・監督の強化</p>	
<p>ア 不正対応ルールの整備</p> <p>内部監査室において審査を行った結果、不正を発見した場合は速やかに会長理事とコンプライアンス担当部署に報告し、監視・監督の対応の一元化、内部牽制及び即時性を高めます。</p>	<p>監査指導部が、検査調書の内容審査及び実地検査の立ち会いにおいて不祥事を見つけた場合は、速やかにコンプライアンス統括部署に報告します。同部署では、コンプライアンス統括責任者(会長理事)が不祥事件と判断したときは、遅滞なく理事会に報告し、不祥事件対応要領に基づいて</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>対応します。一方、同要領に定める不祥事件に該当しない事案は、(2)の④のエに記載する問題解決検討会において問題の早期解決を図ります。</p> <p>不正対応は、引き続き上記のとおり行い、監視・監督の対応の一元化と内部牽制機能の強化により即時性を高めていきます。</p>
<p>イ 常勤役員の監理態勢の強化</p> <p>検査調書の提出の際には、会長理事及び専務理事が決裁を行うものとし、実地検査には必ず常勤理事が立ち会います。</p>	<p>平成 23 年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁して同年 6 月 24 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>平成 23 年度常例検査における役員監理は、(1)の①のイ及びウに記載するとおり会長理事及び専務理事が検査調書を決裁し、専務理事が実地検査に立ち会いました。</p> <p>常例検査における役員監理は、引き続き上記のとおり検査調書の決裁と実地検査の立ち会いを行います。</p>
<p>ウ 理事会の業務監視及び監督の強化</p> <p>理事会は、四半期ごとに業務執行状況等を報告させるとともに、検査指摘の改善・進捗状況等を確認し、監視・監督を強化します。</p>	<p>理事会は、事業実績及び業務収支の業務執行状況等を報告させるとともに、「平成 22 年度常例検査の指摘事項に係る措置(回答)」を平成 23 年 5 月 18 日の第 16 回理事会において決定し、同年 5 月 31 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況については、平成 23 年 6 月 27 日の第 1 回理事会、同年 12 月 27 日の第 4 回理事会、平成 24 年 5 月 21 日の第 6 回理事会において確認しました。</p> <p>平成 23 年度常例検査の受検結果については、平成 24 年 3 月 19 日の第 5 回理事会において同年 3 月 2 日付けの確認書を確認し、同年 6 月 5 日付けで検査部長から交付された検査書に基づき、同年 6 月 28 日の第 7 回理事会において「検査指摘事項に対する改善状況等報告」を審議・決定</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>して同年7月10日に農林水産省に提出しました。</p> <p>その後の改善進捗状況は、同年10月3日の第8回理事会、同年12月27日の第9回理事会、平成25年3月22日の第10回理事会において確認しました。</p> <p>理事会は、引き続き業務監視及び監督を強化していきます。</p>
<p>エ 監事会の業務監視及び監督の強化</p> <p>監事は、定時監査時に理事会に準じて業務執行状況と検査指摘の改善・進捗状況を報告させ、その内容を実査します。</p>	<p>監事は、平成23年11月22日の中間監査及び平成24年5月14日の決算監査において、業務執行状況等を報告させるとともに、平成23年7月26日の第1回監事会、同年11月22日の第2回監事会及び平成24年5月14日の第3回監事会において、平成22年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況を確認し、上記の監事監査において実査しました。</p> <p>また、平成23年度常例検査の受検結果については、上記の第3回監事会において確認書の内容を確認し、平成24年6月28日の第7回理事会において決定された「検査指摘事項に対する改善状況等報告」に対する意見書を同年7月4日に作成しました。</p> <p>その後の改善進捗状況は、同年11月9日の第4回監事会において確認しました。</p> <p>監事は、引き続き業務監視及び監督を徹底していきます。</p>
<p>③ 検査忌避行為に係る原因の究明と再発防止策の策定・実践</p>	
<p>ア 担当部署におけるチェックの強化</p> <p>検査調書の作成に当たって、担当者は検査用チェックリストによる自主点検を行った後、検査項目の狙いと報告内容に問題がないか担当部署内で相互チェックを確実に行います。</p>	<p>平成23年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、各担当者が作成した調書を所属長(部課長)がコンプライアンス・プログラムに基づく内部自主検査を踏まえて検査項目の意図と報告内容に齟齬がないか確認しました。</p> <p>平成23年度常例検査の検査調書については、部課長が「常例検査の検査調書チェックリスト(担当部署用)」に基づき、担当者の作成した検査</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>調書の内容と基礎資料の照合点検を行いました。</p> <p>検査調書の作成にあたっては、引き続き上記のとおり担当部署の内部チェック機能を強化していきます。</p>
<p>イ 内部監査室等における審査の実施</p> <p>内部監査室において、事務・事業に精通した兼務職員が担当業務以外の部署が作成した調書について審査を行い、内部牽制機能を果たします。</p> <p>また、会長理事及び専務理事は、必ず検査調書の決裁を行います。</p>	<p>平成 23 年度の通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁し、同年 6 月 24 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>平成 23 年度常例検査の検査調書については、監査指導部が「常例検査の検査調書チェックリスト(監査指導部用)」に基づき、内容審査(同部兼務職員は担当業務以外の調書審査)を行った後、その審査結果をまとめた常例検査報告書を添付して会長理事及び専務理事が決裁し、平成 24 年 2 月 22 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>検査調書の審査及び決裁は、引き続き上記のとおり行います。</p>
<p>ウ 実地検査時の対応強化</p> <p>実地検査は、常勤理事及び内部監査室が立ち会い、問題点が発見された場合は、内部監査室がその問題点等を正確に反映した検査報告書を遅滞なく作成し、会長理事に報告するとともに、担当部署の取組状況を監視していきます。</p>	<p>平成 23 年度常例検査の実地検査の対応は、(1)の①のウに記載するとおり行った結果、特筆すべき問題はなかったことを監査指導部が常例検査報告書にまとめて平成 24 年 3 月 2 日に会長理事に報告しました。</p> <p>実地検査の立ち会いにおいて改善すべき事項があった場合は、監査指導部がその内容をまとめた常例検査報告書を作成し、遅滞なく会長理事に提出するとともに、該当部署の改善進捗状況を監督します。</p> <p>実地検査時の対応は、引き続き上記のとおり行い、担当部署の取組状況を監視していきます。</p>
<p>エ 懲戒処分の規程整備と職員への周知</p> <p>法令違反に関する懲戒処分について、検査忌避行為に係</p>	<p>懲戒処分の規程整備については、平成 23 年 6 月 27 日の第 1 回理事会</p>

具体的な措置	取組状況																		
<p>る当事者責任、管理監督責任の基準を明確にした就業規則の改正を6月の第1回理事会で行い、その内容を全職員に周知し、再発防止に努めます。</p>	<p>において職員就業規則の改正を行い、同年7月1日から適用することを同年6月30日に所属長へ通知し、全職員に周知しました。</p> <p>また、懲戒処分の適用基準を掲載したコンプライアンスマニュアル(平成24年6月改正)を平成24年6月29日に全職員に配布するとともに、(2)の②のエに記載するとおり、専務理事による出先事務所の第1回巡回指導(同年8月実施)において説明しました。</p>																		
<p>④ 検査忌避行為に係る責任の所在の明確化と関係者の処分</p>																			
<p>ア 法令違反調査委員会による調査</p> <p>平成19年以前のことも含め、弁護士など外部有識者等を含む委員会が調査することとし、平成23年5月18日の第16回理事会でメンバーを決定、同月25日に法令違反調査委員会を設置いたしました。同月27日の第1回委員会を開催し、審議決定された調査方法等(調査対象年度は平成13～22年の10年間、対象者はその間の農産建物部・建物課在籍職員と常勤役員、調査内容は検査調書の記載内容等にかかる事実確認、調査手法は委員による個別聴取)に基づき、同年6月中に原因の究明と責任の所在を明確にします。</p>	<p>法令違反の原因究明と責任の所在の明確化については、第三者による客観的な調査が必要と判断し、弁護士(非顧問)1名、県職員2名で構成される法令違反調査委員会に調査を付託しました。</p> <p>調査委員会では、平成23年5月30日から同年7月13日まで、過去10年間の建物共済及び農機具共済の事故発生から保険金支払いまでの経過月別件数の再調査、関係書類の内容審査及び関係役職員からの聴き取り調査を実施しました。</p> <p>また、委員会を以下のとおり開催し、原因と責任の所在を明確にした調査報告書をとりとまとめ、同年7月20日に会長理事に提出しました。</p> <table border="0" data-bbox="1115 970 1877 1217"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 975 1205 1002">〈回〉</th> <th data-bbox="1285 975 1442 1002">〈開催月日〉</th> <th data-bbox="1570 975 1727 1002">〈審議事項〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1015 1205 1042">第1回</td> <td data-bbox="1249 1015 1541 1042">平成23年5月27日</td> <td data-bbox="1563 1015 1877 1042">事実確認、調査方法等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1054 1205 1082">第2回</td> <td data-bbox="1308 1054 1541 1082">同年6月14日</td> <td data-bbox="1547 1054 1839 1082">調査報告のとりまとめ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1094 1205 1121">第3回</td> <td data-bbox="1308 1094 1541 1121">同年6月30日</td> <td data-bbox="1547 1094 1832 1121">調査報告内容の検証</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1134 1205 1161">第4回</td> <td data-bbox="1308 1134 1541 1161">同年7月13日</td> <td data-bbox="1547 1134 1832 1161">調査報告内容の検証</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1174 1205 1201">第5回</td> <td data-bbox="1308 1174 1541 1201">同年7月20日</td> <td data-bbox="1547 1174 1877 1201">調査報告書のとりまとめ</td> </tr> </tbody> </table>	〈回〉	〈開催月日〉	〈審議事項〉	第1回	平成23年5月27日	事実確認、調査方法等	第2回	同年6月14日	調査報告のとりまとめ	第3回	同年6月30日	調査報告内容の検証	第4回	同年7月13日	調査報告内容の検証	第5回	同年7月20日	調査報告書のとりまとめ
〈回〉	〈開催月日〉	〈審議事項〉																	
第1回	平成23年5月27日	事実確認、調査方法等																	
第2回	同年6月14日	調査報告のとりまとめ																	
第3回	同年6月30日	調査報告内容の検証																	
第4回	同年7月13日	調査報告内容の検証																	
第5回	同年7月20日	調査報告書のとりまとめ																	
<p>イ 理事会等による処分の決定</p> <p>調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規則第57条及び第58条に則り、関係職員の処分を審議・決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を明らかにします。</p>	<p>職員の処分については、法令違反調査委員会による調査報告書に基づき、平成23年8月3日の懲罰委員会の意見を踏まえ、同年8月10日の第2回理事会において関係職員の懲戒処分を決定しました。</p> <p>役員についても、責任を明らかにし、当時の役員全員が自主的に対応</p>																		

具体的な措置	取組状況
	しました。

(2) 法令等遵守態勢の強化

具体的な措置	取組状況
① 法令等遵守に対する業務運営姿勢の明確化	
<p>ア コンプライアンス意識及び業務姿勢の表明</p> <p>会長理事は、法令等遵守の業務姿勢を明確にするため、コンプライアンス宣言を内外に発信するとともに、役職員に対して法令等遵守に係る業務姿勢及び農家と農業共済関係者の信頼回復に向けた不退転の決意を通常総会はじめ諸会議で表明します。</p>	<p>会長理事は、このたびの必要措置命令を真摯に受け止め、措置計画の着実な実行を本会の重要課題として信頼回復に努めることを次の会議で表明しています。</p> <p>〈開催月日〉 〈対象会議等〉</p> <p>平成 23 年 5 月 13 日 第7回監事会 同年 5 月 18 日 第 16 回理事会 同年 5 月 20 日 第1回所長会 同年 5 月 25 日 組合等局長・課長等会議 同年 5 月 30 日 第63回通常総会 同年 6 月 18 日 連合会職員研修会 同年 6 月 27 日 第1回理事会 同年 7 月 26 日 第1回監事会 同年 8 月 10 日 第2回理事会 同年 10 月 3 日 第3回理事会 同年 10 月 14 日 第2回所長会 同年 10 月 26 日 組合等局長・課長等会議 同年 11 月 15 日 兵庫県NOSAI大会 同年 11 月 22 日 第2回監事会 同年 12 月 22 日 第3回所長会 同年 12 月 27 日 第4回理事会 平成 24 年 2 月 13 日 第28回臨時総会 同年 2 月 13 日 組合等課長・係長等会議</p>

具体的な措置	取組状況
	<p> 同年 3 月 10 日 連合会職員研修会 同年 3 月 19 日 第5回理事会 同年 3 月 23 日 第4回所長会 同年 5 月 14 日 第3回監事会 同年 5 月 21 日 第6回理事会 同年 5 月 25 日 第1回所長会 同年 5 月 28 日 組合等局長・課長等会議 同年 5 月 31 日 第64回通常総会 同年 6 月 28 日 第7回理事会 同年 9 月 28 日 第2回所長会 同年 10 月 3 日 第8回理事会 同年 10 月 31 日 組合等局長・課長等会議 同年 11 月 9 日 第4回監事会 同年 11 月 15 日 兵庫県NOSAI大会 同年 12 月 21 日 第3回所長会 同年 12 月 27 日 第9回理事会 平成 25 年 2 月 6 日 組合等課長・係長等会議 同年 3 月 2 日 連合会職員研修会 同年 3 月 19 日 第4回所長会 同年 3 月 22 日 第10回理事会 </p> <p> さらに、外部に向けては、平成 24 年 1 月 11 日に連合会ホームページにおいて法令違反の再発防止の確実な実践に組織を挙げて取り組むことを宣明するとともに、次年度へ向けての取組み姿勢を連合会が組合等を対象に発行する広報誌「ネットワークひょうご3月号」(23 年度版)に掲載しました。第64回通常総会の会長挨拶は、「ネットワークひょうご7月号」(24 年度版)に掲載しました。 </p> <p> また、平成 25 年に向けての取組み姿勢については、平成 25 年 1 月 4 日に連合会ホームページに掲示するとともに「ネットワークひょうご1月号」(24 年度版)に掲載しました。 </p>

具体的な措置	取組状況
	<p>役職員の法令等遵守の業務運営姿勢は、引き続き諸会議、広報誌及びホームページ等を通じて内外へ表明していきます。</p>
<p>イ 措置計画の着実な実行</p> <p>今般の必要措置命令を役員はもとより全職員が厳粛に受け止め、今回策定した措置計画の着実な実行を本会業務の最重要課題と位置づけたうえで、法令等遵守態勢の確立に向け、内部管理態勢の一層の充実・強化に役職員一丸となって取り組んでいきます。県職員及び参事・部課長で構成する兵庫県農業共済組合連合会改革チームを平成23年4月28日に設け、法令違反等の原因究明と問題提起を行っており、今後の再発防止策など具体的な措置の策定と実践を通じて本会の業務改善に努めていきます。</p>	<p>平成23年5月末までに農林水産省へ提出を求められた措置計画と工程表については、改革チームで同年4月28日から同年5月13日まで検討し、同年5月18日の第16回理事会において審議決定しました。その後、同年5月20日の第1回所長会、同年5月25日の組合等局長・課長等会議、同年5月30日の第63回通常総会に報告した上で、同年5月31日に農林水産省に提出しました。</p> <p>3ヶ月ごとの取組状況をまとめる定期報告については、以下のとおり理事会において審議決定のうえ、農林水産省に提出しました。</p> <p>〈定期報告〉 〈理事会開催月日(回)〉 〈提出月日〉</p> <p>第1回(6月末) 平成23年6月27日(第1回)同年7月8日 第2回(9月末) 同年10月3日(第3回) 同年10月7日 第3回(12月末) 同年12月27日(第4回) 平成24年1月4日 第4回(3月末) 平成24年3月19日(第5回)同年4月2日</p> <p>平成24年度の定期報告については、同年5月21日の第6回理事会において平成24年度措置計画工程表を審議決定し、それに基づく3ヶ月ごとの取組状況を以下のとおり理事会で審議決定のうえ、農林水産省に提出しました。</p> <p>〈定期報告〉 〈理事会開催月日(回)〉 〈提出月日〉</p> <p>第5回(6月末) 平成24年6月28日(第7回)同年7月9日 第6回(9月末) 同年10月3日(第8回) 同年10月4日 第7回(12月末) 同年12月27日(第9回)平成25年1月4日 第8回(3月末) 平成25年3月22日(第10回)</p> <p>なお、第8回報告書(3月末)については、平成25年4月10日までに農</p>

具体的な措置	取組状況																																	
	<p>林水産省に提出します。</p> <p>具体的な措置については、定期報告の都度、改革チーム全体会議において以下のとおり取組状況を確認するとともに、工程表に基づき進めています。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 427 1205 456">〈回〉</th> <th data-bbox="1279 427 1435 456">〈開催月日〉</th> <th data-bbox="1585 427 1742 456">〈協議内容〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 469 1220 497">第1回</td> <td data-bbox="1227 469 1518 497">平成 23 年 6 月 1 日</td> <td data-bbox="1534 469 1995 539">工程表に基づく措置計画の進め方 法令違反調査委員会の設置報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 552 1220 580">第2回</td> <td data-bbox="1305 552 1518 580">同年 7 月 4 日</td> <td data-bbox="1534 552 2011 622">6 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 635 1220 663">第3回</td> <td data-bbox="1305 635 1518 663">同年 9 月 20 日</td> <td data-bbox="1534 635 2018 705">9 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 718 1220 746">第4回</td> <td data-bbox="1305 718 1518 746">同年 12 月 19 日</td> <td data-bbox="1534 718 2024 788">12 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 801 1220 829">第5回</td> <td data-bbox="1227 801 1518 829">平成 24 年 3 月 8 日</td> <td data-bbox="1534 801 2011 871">3 月末の具体的な措置の取組状況 次年度の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 884 1220 912">第6回</td> <td data-bbox="1305 884 1518 912">同年 5 月 8 日</td> <td data-bbox="1534 884 1944 912">平成 24 年度措置計画工程表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 925 1220 954">第7回</td> <td data-bbox="1305 925 1518 954">同年 6 月 22 日</td> <td data-bbox="1534 925 2011 995">6 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1008 1220 1037">第8回</td> <td data-bbox="1305 1008 1518 1037">同年 9 月 19 日</td> <td data-bbox="1534 1008 2011 1078">9 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1091 1220 1120">第9回</td> <td data-bbox="1305 1091 1518 1120">同年 12 月 21 日</td> <td data-bbox="1534 1091 2024 1161">12 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1174 1220 1203">第10回</td> <td data-bbox="1294 1174 1518 1203">同年 3 月 14 日</td> <td data-bbox="1534 1174 2011 1244">3 月末の具体的な措置の取組状況 平成 25 年度措置計画工程表</td> </tr> </tbody> </table> <p>具体的な措置の平成 23 年度取組内容は、平成 24 年 5 月 15 日のコンプライアンス改善委員会において、平成 24 年度コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス・マニュアル改訂版に反映することとし、同年 6 月 29 日に当該マニュアルを全職員に配布して周知徹底しました。</p>	〈回〉	〈開催月日〉	〈協議内容〉	第1回	平成 23 年 6 月 1 日	工程表に基づく措置計画の進め方 法令違反調査委員会の設置報告	第2回	同年 7 月 4 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第3回	同年 9 月 20 日	9 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第4回	同年 12 月 19 日	12 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第5回	平成 24 年 3 月 8 日	3 月末の具体的な措置の取組状況 次年度の取り組み	第6回	同年 5 月 8 日	平成 24 年度措置計画工程表	第7回	同年 6 月 22 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第8回	同年 9 月 19 日	9 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第9回	同年 12 月 21 日	12 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第10回	同年 3 月 14 日	3 月末の具体的な措置の取組状況 平成 25 年度措置計画工程表
〈回〉	〈開催月日〉	〈協議内容〉																																
第1回	平成 23 年 6 月 1 日	工程表に基づく措置計画の進め方 法令違反調査委員会の設置報告																																
第2回	同年 7 月 4 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																																
第3回	同年 9 月 20 日	9 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																																
第4回	同年 12 月 19 日	12 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																																
第5回	平成 24 年 3 月 8 日	3 月末の具体的な措置の取組状況 次年度の取り組み																																
第6回	同年 5 月 8 日	平成 24 年度措置計画工程表																																
第7回	同年 6 月 22 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																																
第8回	同年 9 月 19 日	9 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																																
第9回	同年 12 月 21 日	12 月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																																
第10回	同年 3 月 14 日	3 月末の具体的な措置の取組状況 平成 25 年度措置計画工程表																																

具体的な措置	取組状況																		
	<p>また、平成 24 年度を取組内容は、平成 25 年 3 月 8 日のコンプライアンス改善委員会において、平成 25 年度コンプライアンス・プログラムに反映し、同年 3 月 22 日の第10回理事会に報告しました。</p> <p>今回の一連の法令違反及び具体的な措置の取組結果は、今後の教訓として再発防止に努めるとともに、引き続きコンプライアンス・プログラムの中で内部管理態勢の充実・強化に取り組んでいきます。</p>																		
<p>ウ 措置の進捗状況の開示</p> <p>法令等を遵守した業務運営を連合会の基本方針とすること並びに具体的な措置の進捗状況を広報誌、ホームページ等に情報開示します。</p>	<p>平成 23 年 4 月 26 日の必要措置命令については、同年 4 月 27 日に連合会ホームページに情報開示するとともに、直ちに会長理事は役員と県に報告し、参事と部長が同年 4 月 28 日(一部 5 月 2 日)に会員に一斉巡回説明しました。また、農業共済新聞兵庫版 5 月 2 週号及び「ネットワークひょうご5月号」に説明記事を掲載しました。</p> <p>会長理事が諸会議で表明している法令等遵守の業務運営姿勢については、(2)の①のアに記載するとおり、連合会ホームページ及びネットワークひょうごに掲載しました。</p> <p>農林水産省へ提出した措置計画と工程表及びそれに基づく 3 ヶ月ごとの取組状況の定期報告については、以下のとおり連合会ホームページに情報開示しました。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1054 1335 1086">〈開示月日〉</th> <th data-bbox="1440 1054 1601 1086">〈開示内容〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1094 1420 1126">平成 23 年 5 月 31 日</td> <td data-bbox="1447 1094 1666 1126">措置計画等報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 1134 1420 1166">同年 7 月 11 日</td> <td data-bbox="1447 1134 1883 1166">取組状況第1回報告書(6月末)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 1174 1420 1206">同年 10 月 12 日</td> <td data-bbox="1447 1174 1883 1206">取組状況第2回報告書(9月末)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1214 1420 1246">平成 24 年 1 月 5 日</td> <td data-bbox="1447 1214 1883 1246">取組状況第3回報告書(12月末)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 1254 1420 1286">同年 4 月 3 日</td> <td data-bbox="1447 1254 1883 1286">取組状況第4回報告書(3月末)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 1294 1420 1326">同年 7 月 10 日</td> <td data-bbox="1447 1294 1883 1326">取組状況第5回報告書(6月末)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 1334 1420 1366">同年 10 月 5 日</td> <td data-bbox="1447 1334 1883 1366">取組状況第6回報告書(9月末)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1374 1420 1406">平成 25 年 1 月 8 日</td> <td data-bbox="1447 1374 1883 1406">取組状況第7回報告書(12月末)</td> </tr> </tbody> </table>	〈開示月日〉	〈開示内容〉	平成 23 年 5 月 31 日	措置計画等報告	同年 7 月 11 日	取組状況第1回報告書(6月末)	同年 10 月 12 日	取組状況第2回報告書(9月末)	平成 24 年 1 月 5 日	取組状況第3回報告書(12月末)	同年 4 月 3 日	取組状況第4回報告書(3月末)	同年 7 月 10 日	取組状況第5回報告書(6月末)	同年 10 月 5 日	取組状況第6回報告書(9月末)	平成 25 年 1 月 8 日	取組状況第7回報告書(12月末)
〈開示月日〉	〈開示内容〉																		
平成 23 年 5 月 31 日	措置計画等報告																		
同年 7 月 11 日	取組状況第1回報告書(6月末)																		
同年 10 月 12 日	取組状況第2回報告書(9月末)																		
平成 24 年 1 月 5 日	取組状況第3回報告書(12月末)																		
同年 4 月 3 日	取組状況第4回報告書(3月末)																		
同年 7 月 10 日	取組状況第5回報告書(6月末)																		
同年 10 月 5 日	取組状況第6回報告書(9月末)																		
平成 25 年 1 月 8 日	取組状況第7回報告書(12月末)																		

具体的な措置	取組状況															
	<p>また、第8回報告書(3月末)は、農林水産省の受理同日に情報開示するよう準備しています。</p> <p>法令等を遵守した業務運営姿勢は、各種広報手段を活用して、引き続き内外へ発信していきます。</p>															
② 理事会等による業務執行に対する監視・監督の強化																
<p>ア 理事会への重要事項及び措置状況の報告</p> <p>理事会は、四半期ごとの業務内容に加えて農林水産省からの重要通知など業務運営に関する事項を報告させて十分な審議のうえ、適正な業務執行に努めます。特に、今回の措置計画の進捗・改善状況とその実効性を理事会で検証していきます。</p>	<p>理事会は、事業実績・財務状況、有価証券の取得・処分等のほか業務執行状況を以下のとおり報告させるとともに、措置計画の取組状況を次のとおり審議しました。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 683 1167 711">〈回〉</th> <th data-bbox="1240 683 1406 711">〈開催月日〉</th> <th data-bbox="1529 683 1767 711">〈審議・報告事項〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 722 1167 751">第1回</td> <td data-bbox="1240 722 1473 751">平成 23 年 6 月 27 日</td> <td data-bbox="1529 722 2078 963"> 6 月末の具体的な措置の取組状況 措置計画に伴う諸規則の一部改正 コンプライアンス・プログラムの策定 平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 理事会運営(年間計画等) 出先事務所建設の進捗状況 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1018 1167 1046">第2回</td> <td data-bbox="1240 1018 1435 1046">同年 8 月 10 日</td> <td data-bbox="1529 1018 2078 1214"> 措置命令に係る関係職員の懲戒処分 コンプライアンス・プログラムの達成状況 監査補助者の選任に係る申入れ 監査指導部の業務内容 出先事務所建設の進捗状況 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1225 1167 1254">第3回</td> <td data-bbox="1240 1225 1435 1254">同年 10 月 3 日</td> <td data-bbox="1529 1225 2078 1422"> 9 月末の具体的な措置の取組状況 平成 24 年度事業計画大綱 コンプライアンス・プログラムの達成状況 建物共済の加入基準(監理官通知)に関する文書 出先事務所建設の進捗状況 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1433 1167 1461">第4回</td> <td data-bbox="1240 1433 1473 1461">同年 12 月 27 日</td> <td data-bbox="1529 1433 1968 1461">12 月末の具体的な措置の取組状況</td> </tr> </tbody> </table>	〈回〉	〈開催月日〉	〈審議・報告事項〉	第1回	平成 23 年 6 月 27 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 措置計画に伴う諸規則の一部改正 コンプライアンス・プログラムの策定 平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 理事会運営(年間計画等) 出先事務所建設の進捗状況	第2回	同年 8 月 10 日	措置命令に係る関係職員の懲戒処分 コンプライアンス・プログラムの達成状況 監査補助者の選任に係る申入れ 監査指導部の業務内容 出先事務所建設の進捗状況	第3回	同年 10 月 3 日	9 月末の具体的な措置の取組状況 平成 24 年度事業計画大綱 コンプライアンス・プログラムの達成状況 建物共済の加入基準(監理官通知)に関する文書 出先事務所建設の進捗状況	第4回	同年 12 月 27 日	12 月末の具体的な措置の取組状況
〈回〉	〈開催月日〉	〈審議・報告事項〉														
第1回	平成 23 年 6 月 27 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 措置計画に伴う諸規則の一部改正 コンプライアンス・プログラムの策定 平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 理事会運営(年間計画等) 出先事務所建設の進捗状況														
第2回	同年 8 月 10 日	措置命令に係る関係職員の懲戒処分 コンプライアンス・プログラムの達成状況 監査補助者の選任に係る申入れ 監査指導部の業務内容 出先事務所建設の進捗状況														
第3回	同年 10 月 3 日	9 月末の具体的な措置の取組状況 平成 24 年度事業計画大綱 コンプライアンス・プログラムの達成状況 建物共済の加入基準(監理官通知)に関する文書 出先事務所建設の進捗状況														
第4回	同年 12 月 27 日	12 月末の具体的な措置の取組状況														

具体的な措置	取組状況
	<p style="text-align: center;">コンプライアンス・プログラムの達成状況</p> <p>平成22年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 中間監査結果(代表監事報告)</p> <p>第5回 平成24年3月19日 3月末の具体的な措置の取組状況 余裕金運用の基本方針 コンプライアンス・プログラムの達成状況 平成23年度常例検査の受検結果 新築出先事務所の概要等</p> <p>第6回 同年5月21日 平成24年度措置計画工程表 平成24年度コンプライアンス・プログラムの策定 平成22年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 農業共済団体に対する監督指針 決算監査結果(代表監事報告) 内部(期末)監査の結果</p> <p>第7回 同年6月28日 6月末の具体的な措置の取組状況 平成23年度常例検査指摘事項に対する改善状況等報告 家畜診療費等の取扱い コンプライアンス規則の一部改正 苦情等対応要領の制定 コンプライアンス・プログラムの達成状況</p> <p>第8回 同年10月3日 9月末の具体的な措置の取組状況 平成25年度事業計画大綱 基幹家畜診療所運営規則の一部改正 コンプライアンス・プログラムの達成状況 平成23年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>内部(診療所)監査結果</p> <p>第9回 同年 12 月 27 日 12 月末の具体的な措置の取組状況 連合会助成金交付要綱の改訂 固定資産(建物)の処分 建物共済事務取扱要領の一部改正 コンプライアンス・プログラムの達成状況 平成 23 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 中間監査結果(次席監事報告)</p> <p>内部(中間)監査結果</p> <p>第 10 回 平成 25 年 3 月 22 日 3 月末の具体的な措置の取組状況と平成 25 年度措置計画工程表 システムリスク管理規則等の制定 余裕金運用の基本方針 コンプライアンス・プログラムの達成状況 と平成 25 年度プログラムの策定 平成 23 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 畑作物共済再保険金の返還 組織体制強化計画の見直し</p> <p>業務執行状況及び業務運営上の重要事項等は、引き続き理事会に報告させ、審議のうえ適正な業務執行を行ってまいります。</p>
<p>イ 不祥事件等への速やかな対処</p> <p>理事会で審議が必要と判断された案件及び不祥事件については、会長理事は直ちに報告させて、必要に応じて緊急の理事会を開催し、速やかな情報の共有化と迅速な問題解決に努めてまいります。</p>	<p>不祥事件等が発生した場合は、不祥事件対応要領に基づき、速やかにコンプライアンス統括部署(総務部)に報告させます。会長理事(コンプライアンス統括責任者)が不祥事件と判断したときは、第 1 報を農林水産省及び理事会に報告させ、必要に応じて緊急の理事会を開催するなど迅速かつ的確に対応して事態の早期解決を図ります。</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>なお、同要領の不祥事件に該当しない事案については、(2)の④の工に記載する問題解決検討会において対応させます。</p>
<p>ウ 監事会の機能強化</p> <p>監事は、理事会に準じて業務運営上の重要事項を報告させ、役員間の情報の共有化を図るとともに、内部監査室が行った内部監査結果を報告させます。監事監査においては、会計関係書類に限らず、上記の報告事項に係る文書等についても実査し、業務運営全般にわたる監視・監督を強化します。</p>	<p>監事は、理事会同様に措置計画の取組状況など役員間で情報の共有が必要となる業務運営上の重要事項を報告させ、以下のとおり審議・確認しました。</p> <p>〈回〉 〈開催月日〉 〈審議・報告事項〉</p> <p>第1回 平成 23 年 7 月 26 日 監査補助者の選任 6 月末の具体的な措置の取組状況 平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善捗状況</p> <p>第2回 同年 11 月 22 日 平成 23 年度事業実績・財務状況 9 月末の具体的な措置の取組状況 平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 平成 24 年度事業計画大綱</p> <p>中間監査 同年 11 月 22 日 補助監査と内部監査の監査結果 会計監査・業務監査</p> <p>第3回 平成 24 年 5 月 14 日 平成 23 年度事業実績・財務状況 平成 24 年度監査計画 3 月末の具体的な措置の取組状況 平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 平成 23 年度常例検査の受検結果 平成 24 年度措置計画工程表 農業共済団体に対する監督指針</p> <p>決算監査 同年 5 月 14 日 補助監査と内部監査の監査結果 会計監査・業務監査 全出先機関の本部集合監査</p>

具体的な措置	取組状況															
	<p>監事意見 同年7月4日「平成23年度常例検査指摘事項に対する改善状況等報告」に対する意見書</p> <p>第4回 同年11月9日 平成24年度事業実績・財務状況 9月末の具体的な措置の取組状況 平成23年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 平成25年度事業計画大綱</p> <p>中間監査 同年11月9日 補助監査と内部監査の監査結果 会計監査・業務監査 全出先機関の本部集合監査</p> <p>監事は、監事監査の結果報告を以下のとおり行い、適正な業務運営を指導しました。</p> <table border="0" data-bbox="1093 762 2040 965"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 762 1323 794">〈報告月日〉</th> <th data-bbox="1420 762 1615 794">〈対象会議等〉</th> <th data-bbox="1688 762 1852 794">〈報告事項〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 802 1424 834">平成23年12月27日</td> <td data-bbox="1464 802 1648 834">第4回理事会</td> <td data-bbox="1711 802 1906 834">中間監査報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 842 1424 874">平成24年5月21日</td> <td data-bbox="1464 842 1648 874">第6回理事会</td> <td data-bbox="1711 842 1906 874">決算監査報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 882 1424 914">同年5月31日</td> <td data-bbox="1464 882 1704 914">第64回通常総会</td> <td data-bbox="1711 882 1995 914">中間・決算監査報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 922 1424 954">同年12月27日</td> <td data-bbox="1464 922 1648 954">第9回理事会</td> <td data-bbox="1711 922 1906 954">中間監査報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>業務運営上の重要事項等について、引き続き監事会に報告または持ち回り説明させるとともに、監事監査では、適切な重点監査項目を定めて、出先機関の書類等の提示を求めるなど確認していきます。</p>	〈報告月日〉	〈対象会議等〉	〈報告事項〉	平成23年12月27日	第4回理事会	中間監査報告	平成24年5月21日	第6回理事会	決算監査報告	同年5月31日	第64回通常総会	中間・決算監査報告	同年12月27日	第9回理事会	中間監査報告
〈報告月日〉	〈対象会議等〉	〈報告事項〉														
平成23年12月27日	第4回理事会	中間監査報告														
平成24年5月21日	第6回理事会	決算監査報告														
同年5月31日	第64回通常総会	中間・決算監査報告														
同年12月27日	第9回理事会	中間監査報告														
<p>エ 職場倫理の高揚と法令遵守意識の確立</p> <p>専務理事が本会の出先事務所を7月から8月に定期巡回し、職員との意見交換会を通じて農業共済職員としての職場倫理の高揚を図るとともに、不祥事件未然防止等の重要性について十分に周知徹底し、法令等遵守意識の確立に努めます。</p>	<p>専務理事による出張所及び基幹家畜診療所の平成23年度巡回指導については、以下のとおり実施しました。巡回当日は、コンプライアンス担当部署から措置計画の取組状況、コンプライアンス・プログラム及び内部自主検査の実施状況について説明させ、建物共済の適正引受に係る取組状況等の出張所報告を受けて、意見交換を行い、法令等遵守の意識徹底に努めました。</p>															

具体的な措置	取組状況
	<p style="text-align: center;">〈開催月日〉 〈対象出先機関〉</p> <p>平成 23 年 8 月 17 日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所 同年 8 月 19 日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所 同年 8 月 23 日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所 同年 8 月 30 日 西播出張所、西播基幹家畜診療所 同年 8 月 31 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所</p> <p>平成 24 年度の巡回指導については、以下のとおり実施しました。 第1回目は、専務理事が農業共済職員としての倫理意識の高揚とコンプライアンス意識の徹底を指導した後、コンプライアンス担当部署から出先事務所巡回指導資料に基づき、措置計画と常例検査指摘事項に対する取組状況及び(2)の①のイに記載するコンプライアンス・マニュアル(平成 24 年 6 月改正)の見直し点を説明し、建物共済の適正引受及び家畜診療費等の口座振替推進などに係る意見交換を行いました。</p> <p style="text-align: center;">〈開催月日〉 〈対象出先機関〉</p> <p>平成 24 年 8 月 13 日 西播出張所、西播基幹家畜診療所 同年 8 月 21 日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所 同年 8 月 22 日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所 同年 8 月 24 日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所 同年 8 月 28 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所</p> <p>第2回目は、出先事務所巡回指導資料に基づき、措置計画と常例検査指摘事項に対する取組状況、内部自主検査の実施状況を確認し、第1回目の巡回指導における指導・協議事項の改善状況を検証して引き続き適正運営に努めるよう指導しました。</p> <p style="text-align: center;">〈開催月日〉 〈対象出先機関〉</p> <p>平成 24 年 12 月 11 日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所 同年 12 月 14 日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所 同年 12 月 17 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所</p>

具体的な措置	取組状況
	<p style="text-align: center;">西播出張所、西播基幹家畜診療所</p> <p style="text-align: center;">専務理事が出先機関を指導する場を設け、引き続き法令等遵守の意識徹底と職場倫理の高揚に努めていきます。</p>
<p>③ 内部監査・監事監査の機能強化等法令等遵守のための内部牽制機能の強化</p>	
<p>ア 内部監査室による内部監査の強化</p> <p>内部監査室は、内部監査計画に基づき、本部各部署及び各出先機関を対象に、最低年3回(決算監査 4 月、診療所監査 6 月、中間監査 10 月)の内部監査を実施し、監事監査と連携して内部牽制機能を強化します。</p> <p>内部監査に係る実施要領等関係規程を平成 23 年 6 月中に整備し、内部監査で発見・指摘された改善すべき事項を正確に反映した内部監査報告書を遅滞なく作成し、会長理事及び監事に報告するとともに、指摘事項のあった部署に対してその改善計画の作成を求め、その取組み状況を監視します。</p> <p>なお、内部監査の結果、不祥事件とみられる案件は、速やかにコンプライアンス担当部署へ報告するとともに、必要に応じて監事会での審議と監査を実施します。</p>	<p>内部監査については、(1)の①のアに記載する監査指導部が、各部署、出張所、家畜診療所を対象に年3回(期末監査 4 月、診療所監査 6 月、中間監査 10 月)の内部監査及び指導監督を平成 23 年 7 月 1 日から行うよう内部監査実施要領を定めました。</p> <p>また、内部監査において発見した不祥事については、速やかにコンプライアンス統括部署に報告し、その後の対応は不祥事件対応要領に一元化するように平成 24 年 2 月 20 日に内部監査実施要領を一部改正しました。</p> <p>平成 23 年度内部監査の実施にあたって、同年 7 月 20 日に「内部監査等の基本方針」を策定のうえ、所属長に通知し、内部監査等の基本的な考え方を全職員に周知しました。</p> <p>中間監査(基準日:平成 23 年 9 月 30 日)については、内部監査計画書を会長理事に提出して同年 9 月 8 日(出先機関対象)、16 日(本部対象)に承認を得た後、監査指導部 4 名及び監査補助者 5 名により、全部署を対象として以下のとおり延べ 13 日間実施しました。</p> <p style="text-align: center;">〈実地監査月日〉 〈被監査部署〉</p> <p>平成 23 年 10 月 4 日 八多、丹波診療所(備品調査)</p> <p style="padding-left: 2em;">同年 10 月 5 日 農産建物部建物課</p> <p style="padding-left: 2em;">同年 10 月 12 日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所</p> <p style="padding-left: 2em;">同年 10 月 13 日 神戸出張所(備品調査)</p> <p style="padding-left: 2em;">同年 10 月 18 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所</p> <p style="padding-left: 2em;">同年 10 月 20 日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所 家畜部臨床研修課</p>

具体的な措置	取組状況
	<p> 同年 10 月 24 日 但馬出張所(備品調査) 同年 10 月 25 日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所 同年 10 月 27 日 農産建物部農産課 同年 10 月 28 日 西播出張所、西播基幹家畜診療所 同年 10 月 31 日 企画普及部、総務部総務課 同年 11 月 1 日 家畜部家畜課 同年 11 月 10 日 総務部経理課 </p> <p> 実地監査にあたっては、部署ごとの「内部監査チェックリスト(監査指導部用)」に基づき、事業計画の事業・業務遂行状況並びに法令等遵守状況を重点的に確認しました。 </p> <p> 監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年 11 月 15 日に会長理事に提出するとともに、同年 11 月 22 日の監事(中間)監査において報告しました。被監査部署に対しては、同年 11 月 18 日に指摘事項を通知し、改善計画書を受理した後、同年 12 月 14 日に改善報告書の定期報告を指示しました。 </p> <p> さらに、同年 12 月 22 日の第3回所長会において、 </p> <p> ① 常例検査指摘事項の着実な実践(引受率の向上と保険金等の早期支払い) ② 諸規則等に基づく事務・経理処理の徹底 </p> <p> など内部監査指摘事項を再確認し、本部の担当部署には、 </p> <p> ① 引受目標の本部設定値と出張所設定値の整合性 ② 部署間での対応の異なる事務処理等の標準化 </p> <p> などについて検討指導を求めました。指摘事項のうち、(2)の④のウに記載する決裁文書への根拠法令の明記等については、総務部が同所長会において再指導したほか、その他の指摘事項は、担当部署がそれぞれの所管会議等において指導しました。 </p> <p> 期末監査(基準日:平成 24 年 3 月 31 日)については、内部監査計画書を会長理事に提出して同年 3 月 29 日に承認を得た後、監査指導部 4 名及び監査補助者 1 名により、全部署を対象として以下のとおり延べ 4 日間実 </p>

具体的な措置	取組状況
	<p>施しました。</p> <p>〈実地監査月日〉 〈被監査部署〉</p> <p>平成 24 年 4 月 10 日 企画普及部、家畜部</p> <p>同年 4 月 13 日 神戸出張所、農産建物部</p> <p>同年 4 月 18 日 神戸を除く4出張所、5基幹家畜診療所・3出先診療所(集合審査)</p> <p>同年 4 月 20 日 総務部</p> <p>実地監査にあたっては、内部監査チェックリストに基づき、平成 23 年度決算に係る出先機関の予算執行と診療費の調定・徴収状況、任意共済引受適正化、内部(中間)監査指摘事項の改善状況等を重点的に確認しました。</p> <p>監査結果は、内部監査報告書にまとめて平成 24 年 4 月 24 日に会長理事に提出するとともに、同年 5 月 14 日の監事(決算)監査及び同年 5 月 21 日の第6回理事会において報告しました。被監査部署に対しては、同年 4 月 26 日に改善報告書(同年 9 月末現在)を提出するよう通知しました。</p> <p>平成 24 年度内部監査の実施にあたっては、農林水産省の指導事項及び内部監査結果等を踏まえて内部監査チェックリストを一部見直し、同年 5 月 29 日に「内部監査等の基本方針」(平成 24 年度版)を所属長に通知しました。</p> <p>診療所監査(基準日:同年 5 月 31 日)については、内部監査計画書を会長理事に提出して同年 5 月 17 日に承認を得た後、監査指導部 4 名及び監査補助者 3 名により、全診療所を対象として以下のとおり延べ 8 日間実施しました。</p> <p>〈実地監査月日〉 〈被監査部署〉</p> <p>平成 24 年 6 月 21 日 阪神基幹家畜診療所</p> <p>同年 6 月 29 日 但馬基幹家畜診療所</p> <p>同年 7 月 3 日 丹波診療所</p> <p>同年 7 月 10 日 三原診療所</p>

具体的な措置	取組状況
	<p> 同年 7 月 12 日 淡路基幹家畜診療所 同年 7 月 19 日 東播基幹家畜診療所 同年 7 月 24 日 八多診療所 同年 7 月 26 日 西播基幹家畜診療所 </p> <p> 実地監査にあたっては、基幹家畜診療所運営規則に基づく診療業務等を重点的に確認しました。 </p> <p> 監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年 8 月 2 日に会長理事に提出するとともに、同年 10 月 3 日の第 8 回理事会及び同年 11 月 9 日の監事(中間)監査において報告しました。被監査部署に対しては、同年 8 月 7 日に指摘事項を通知し、改善計画書を受領した後、同年 9 月 6 日に改善報告書(同年 9 月末現在)を提出するよう指示しました。 </p> <p> 中間監査(基準日:平成 24 年 9 月 30 日)については、同年 9 月 10 日に会長承認を得た内部監査計画書に基づき、監査指導部 4 名と監査補助者 3 名により、本部及び出先機関の全部署を対象として以下のとおり延べ 11 日間実施しました。 </p> <p> <実地監査月日> <被監査部署> </p> <p> 平成 24 年 10 月 2 日 農産建物部建物課 同年 10 月 5 日 八多、丹波診療所(備品調査) 同年 10 月 11 日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所 同年 10 月 12 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所 同年 10 月 15 日 企画普及部、農産建物部農産課 同年 10 月 16 日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所 同年 10 月 18 日 総務部 同年 10 月 19 日 西播出張所、西播基幹家畜診療所 同年 10 月 22 日 神戸出張所 同年 10 月 23 日 家畜部家畜課 同年 10 月 24 日 阪神基幹家畜診療所、家畜部臨床研修課 </p> <p> 実地監査にあたっては、内部監査チェックリストに基づき、事業計画及 </p>

具体的な措置	取組状況
	<p>び措置計画並びに常例検査指摘事項の取組状況、国の監督指針に基づく法令等遵守状況、任意共済引受適正化等を重点的に確認しました。また、各部署が提出した「中間監査にかかる改善報告書(平成 24 年 9 月末現在)」及び「診療所監査にかかる改善報告書(同上)」による改善状況を検証しました。</p> <p>監査結果は、内部監査報告書にまとめて同年 11 月 5 日に会長理事に提出するとともに、同年 11 月 9 日の監事(中間)監査及び同年 12 月 27 日の第 9 回理事会において報告しました。被監査部署に対しては、同年 11 月 7 日に指摘事項を通知し、改善計画書を受理した後、同年 12 月 7 日に改善報告書(平成 25 年 3 月末現在)を平成 25 年 4 月 5 日までに提出するよう指示しており、その改善状況は期末監査で確認します。</p> <p>なお、内部(中間)監査における改善整備すべき事項のうち「重要通知文書等の管理」については、国の監督指針に明示された通知文書及び本会の重要な指導通知等を PDF ファイル化して内部ネットワークに掲示するよう企画普及部が平成 25 年 1 月 9 日に担当部署に通知し、「重要文書フォルダ」を設けて全部署から閲覧できるようにしました。</p> <p>併せて、本会が定めた業務・事業運営に関する要綱要領を内部ネットワークに掲示するよう総務部が同年 1 月 24 日に各部署に通知し、「要領等フォルダ」を設けて根拠法令の閲覧体制を整備しました。</p> <p>平成 24 年度の内部監査結果及び新たに定めた内規等を踏まえて、コンプライアンス項目の追加及び監査内容の具体化など内部監査チェックリストの見直しを同年 12 月 10 日に行いました。また、国の監督指針の一部改正(平成 25 年 3 月予定)に伴い、内部監査項目を追記するなど内部監査実施要領及び内部監査チェックリストを見直すこととしています。</p> <p>期末監査(基準日:平成 25 年 3 月 31 日)については、同年 3 月 21 日に会長承認を得た内部監査計画書に基づき、監査指導部 4 名と監査補助者 2 名により、本部及び出先機関の全部署を対象として同年 4 月中に実施します。</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>監査指導部による内部監査は、引き続き年間計画に基づき実施し、監事監査と連携して内部牽制機能を強化していきます。</p>
<p>イ 補助監査の導入</p> <p>理事の業務執行状況を監視し、牽制機能を強化するために、公認会計士等の学識経験者による会計部門の補助監査を平成 23 年度中間監査から実施し、監事監査機能の補完・充実強化を図ります。</p>	<p>補助監査の導入については、平成 23 年 7 月 26 日の第 1 回監事会において、2 名の公認会計士を監査補助者として選任し、同年 8 月 10 日の第 2 回理事会において承認されたので、同年 8 月 31 日に業務委託契約を締結しました。</p> <p>中間監査に係る補助監査は、監査基準日(平成 23 年 9 月 30 日)現在の財産状況等を中心に同年 11 月 9, 11 日の 2 日間実施し、同年 11 月 22 日の監事(中間)監査において監査補助者からその結果報告を受けました。</p> <p>決算監査に係る補助監査は、平成 23 年度決算状況等について平成 24 年 5 月 7, 9, 11 日の 3 日間実施し、同年 5 月 14 日の監事(決算)監査において結果報告を受けました。</p> <p>中間監査に係る補助監査は、上半期の財産状況等を中心に同年 11 月 5, 7 日の 2 日間実施し、同年 11 月 9 日の監事(中間)監査において結果報告を受けましたが、特に意見はありませんでした。</p> <p>公認会計士による補助監査は、引き続き上記のとおり行います。</p>
<p>ウ 監事会の監督強化</p> <p>監事は、監査計画に基づき、5 月に決算監査、11 月に中間監査を実施し、内部監査室の監査結果を踏まえて理事の業務執行状況を監督していきます。上記定時監査においては、会計関係書類に限らず、重要事項に係る文書等についても実査し、業務運営全般にわたる監督を強化します。</p>	<p>平成 23 年度の監事監査計画については、平成 23 年 7 月 26 日の第 1 回監事会において、同年 11 月に中間監査、平成 24 年 5 月に決算監査を行うことを審議決定しました。</p> <p>平成 23 年 11 月 22 日の中間監査においては、監査補助者と監査指導部から補助監査と内部監査の監査結果を報告させ、会計監査及び業務監査を行いました。</p> <p>平成 24 年 5 月 14 日の決算監査においては、補助監査と内部監査の監</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>査結果を報告させ、会計監査及び業務監査を行いました。</p> <p>平成 24 年度の監事監査計画については、同年 5 月 14 日の第 3 回監事会において、同年 11 月に中間監査、平成 25 年 5 月に決算監査を行うことを審議決定しました。</p> <p>平成 24 年 11 月 9 日の中間監査においては、監査補助者と監査指導部から補助監査と内部監査の監査結果を報告させ、会計監査及び業務監査を行いました。</p> <p>今年度の決算監査についても上記のとおり行い、引き続き業務運営全般にわたる監督を強化していきます。</p>
④ 役職員の法令等遵守意識の向上	
<p>ア コンプライアンス研修の強化</p> <p>コンプライアンス意識の徹底を重点とした研修計画の見直しを平成 23 年 6 月に行い、平成 23 年度の年間計画を策定します。全職員を対象とした職員研修会を同年 6 月に開催し、措置計画の具体的な内容と今後の取組姿勢を周知徹底するとともに、同年 7 月の管理者研修会、監督者研修会、年間通しての階層別及びグループ別研修会のそれぞれに対し、コンプライアンス研修を実施して法令等遵守の意識改革を全職員で取り組みます。また、事業運営に不可欠な根拠法令等の確認の場としてグループ研修を活用します。</p>	<p>コンプライアンス研修の強化については、連合会の職員研修の基本方針を定めるNOSAI兵庫研修大綱にコンプライアンスの取り組みを明記するとともに研修計画にコンプライアンス研修を追加する見直しを行い、平成 23 年度の年間計画を同年 6 月 23 日に策定しました。</p> <p>同年 6 月 18 日には、緊急の連合会職員研修会を開催し、休日診療対応職員等を除く 92 名を集め、措置計画の内容の周知徹底と職員の意思統一を図りました。</p> <p>同年 6 月 8, 10, 15, 20, 27 日のグループ研修会(獣医師職・5グループ)において、家畜部長から法令等に基づいた業務執行について指導しました。</p> <p>同年 6 月 13 日のグループ研修会(総合職・5グループ)の幹事会において、今年度の研修テーマを法令等根拠に基づく業務対応力の強化とすることに決定し、同年 8 月 16, 24 日、同年 9 月 13, 28, 29 日のグループ研修(総合職)において、コンプライアンス統括部署(総務課長)から不祥事対応の指導と措置計画の取組状況の確認を行いました。</p> <p>同年 7 月 28 日の課長・次長を対象としたコンプライアンス推進者研修会</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>(監督者研修会)、同年7月29日の部所長・副所長を対象としたコンプライアンス管理者研修会(経営課題研修会)において、外部講師を招いて民間企業やNOSAI団体の不祥事事例を題材としてNOSAIコンプライアンスを確認しました。</p> <p>平成24年3月10日の連合会職員研修会において、平成23年度常例検査の受検結果を踏まえた措置計画の取組みの周知徹底と平成24年度取組みに向けての職員の意思統一を図りました。</p> <p>平成24年度のコンプライアンス研修については、同年5月15日に策定した研修大綱において、階層別研修の研修目標を「コンプライアンス意識の徹底・定着」と決めました。</p> <p>グループ研修会(獣医師職・5グループ)において、家畜部長が、同年5月21, 22, 29日、6月6, 13日に基幹家畜診療所運営規則等に基づく診療所業務について指導しました。また、若手獣医師の3グループに対して、家畜部長が、同年11月8, 13, 14日に家畜共済の全国不祥事例と国の指導を踏まえ、獣医師の職業倫理について指導し、さらに、農林水産省主催家畜共済研修会におけるテスト問題を行い、家畜共済制度の周知徹底を図りました。</p> <p>管理職階層(部所長、副所長、課長・次長)については、同年10月26日に農林水産省から講師を招き、「NOSAI団体に求められる社会的責任」をテーマに研修会を開催しました。また、一般階層(主幹、主査、主任他)については、3班に分けて12月18, 19, 20日に外部講師を招いて「農家からも社会からも信頼されるNOSAIを目指して」をテーマに研修会を開催しました。</p> <p>一方、コンプライアンス統括部署によるコンプライアンス研修を(2)の②のエに記載する専務理事の出先事務所巡回指導にあわせて行い、本部事務所においては、同年8月20日に総務部長から当該巡回指導資料に基づき、コンプライアンス意識の徹底を指導しました。</p> <p>平成25年3月2日の連合会職員研修会において、総務部長が研修会資料に基づき、措置計画の2年間の取組状況を相互確認のうえ、新年度に</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>向けてPDCAサイクルによるコンプライアンス態勢の強化を周知徹底しました。</p> <p>コンプライアンス研修は、業務の実効性に関するテーマ等を取り上げて、引き続き全職員がコンプライアンス意識の高揚を図れるよう強化していきます。</p>
<p>イ 「NOSAI兵庫エシックスカード」の配布 全職員に携帯用の「NOSAI兵庫エシックスカード」を平成23年7月に配布し、法令遵守のみならず社会的規範に背かない行動を確認しながら、日常業務に取り組みます。</p>	<p>「NOSAI兵庫エシックスカード」については、農業共済綱領と行動規範を掲載しており、平成23年6月30日に全職員に配布し、常時携帯の義務付けと倫理的行動を指導しました。</p> <p>また、平成24年8月30日に行動規範の一部見直しを行い、全職員に再配布しました。</p> <p>職員は、引き続きこのカードを常時携帯して日常業務におけるコンプライアンスの意識付けを強化し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行していきます。</p>
<p>ウ 決裁文書への根拠法令の明記 前例や慣行を踏襲しない厳正な事務処理を徹底するため、平成23年6月から、決裁文書にはその根拠法令を明記して稟議することとし、担当者は日常業務の中で法令根拠の自主点検を基本的なルールとして管理職と相互確認を行い、内部牽制機能を強化します。</p>	<p>決裁文書への根拠法令の明記については、前例や慣行を踏襲しない厳正な事務処理を徹底するよう平成23年6月1日に通知しました。</p> <p>さらに、(2)の③のアに記載したとおり、同年12月22日の第3回連合会所長会において、総務部から根拠法令のみならず、実施根拠も含めて明記し、日常業務の自主点検に努めるよう再指導しました。</p> <p>自主点検の実施状況については、監査指導部が平成24年度内部(期末・診療所・中間)監査において確認し、コンプライアンス業務姿勢の動機付けとその実践行動として継続するよう指導しました。</p> <p>また、毎月の業務内容を自主点検する内部自主検査において、チェックリストのチェック項目の内容を具体化するよう平成24年12月20日に見直しを行いました。新しいチェックリストは、平成25年1月から使用しており、</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>全部署において内部点検を毎月行い、改善事項があった場合は、改善方策報告書をコンプライアンス統括部署に提出して、日常業務の部署内チェックに努めています。</p> <p>今後、起案決裁等をする場合は、(2)の③のアに掲げる重要文書フォルダ及び要領等フォルダを活用して根拠法令の自主点検を行うよう総務部から通知することとしています。</p> <p>職員は、引き続き法令根拠の自主点検を日常業務の基本ルールとして徹底するとともに、内部監査における取組状況の確認を通じて、内部牽制機能の強化に努めていきます。</p>
<p>エ 問題解決検討会の開催</p> <p>万一不祥事件が発生した場合は、不祥事件対応要領に基づき、適切な対応に努めますが、同要領で定められた不祥事件には該当しない業務上の問題が発生したときは、概ね1か月に1回開催している参事・部長会を問題解決検討会に切り替えて、その対応を協議し、速やかな問題の解決に努めます。</p>	<p>不祥事件対応要領で定める不祥事件に該当しない事案については、定例の連合会部長会(参事・部長)を問題解決検討会に切り替えて問題解決を図るよう平成23年6月13日に問題解決検討会設置要領を定めました。</p> <p>さらに、平成24年2月20日に内部監査実施要領及び常例検査対応要領における不祥事対応の一部改正に伴い、コンプライアンス副統括責任者(参事)が同検討会を招集するよう問題解決検討会設置要領を一部改正し、コンプライアンス実践体制の補完整備を図りました。</p> <p>また、(2)の④のオの(イ)に記載する苦情等対応要領の制定等に伴い、不祥事件対応要領の不祥事件に該当しない事案は、問題解決検討会において検討するよう平成25年3月15日に問題解決検討会設置要領を一部改正しました。</p> <p>問題解決検討会は、不祥事件に該当しない事案が発生した場合には上記のとおり対応し、問題の早期解決と再発防止に努めていきます。</p>
<p>オ トラブル処理体制の整備</p> <p>(ア) 内部通報システムの整備</p> <p>公益通報の処理に関する規則に基づき、職員からの</p>	<p>(ア) 内部通報システムの整備については、従来の電話、電子メール、FAX、書面、面会の通報手段に、平成23年6月1日からイントラメールと</p>

具体的な措置	取組状況																					
<p>通報・相談窓口として不正行為等の早期発見と是正に努めていますが、現在のパソコンメールに、平成 23 年 6 月 1 日から携帯メールなどの通報手段を追加し、システムを効果的に機能させることで職場内の自浄作用を高めま す。さらに、同年 7 月からのコンプライアンス研修を通じて内部通報制度の意義及び通報方法等について再度理解を深めていきます。</p> <p>(イ)お問い合わせ窓口の整備 平成 23 年 2 月に建物共済の加入者からの問合せや苦情等に対応するために設置している対応窓口を同年 7 月から常設して、事業全般にわたるお問い合わせ窓口として説明義務を果たしていきます。</p>	<p>携帯メールを追加しました。 職員には、同年 5 月 25 日に参事通知するとともに(2)の④のアに記載するコンプライアンス研修において周知し、コンプライアンスに関する疑問等を報告・相談できるようにしていきます。</p> <p>(イ)お問い合わせ窓口の整備については、(2)の⑤のアに掲げる建物共済の更改不可通知専用相談窓口として平成 23 年 7 月 22 日にフリーダイヤルを設置しました。常時待機した職員が加入者からの問合せに対応し、平成 24 年 4 月からは建物課で対応しています。 その問合せ状況と照会内容は、以下のとおり専務理事に報告しました。ただし、出張所における平成 23 年度の照会件数は、3 月末現在に含めています。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>〈基準日〉</th> <th>〈報告月日〉</th> <th>〈累積件数〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年 12 月末現在</td> <td>平成 24 年 1 月 12 日</td> <td>実 648 件(延 698 件)</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 1 月末現在</td> <td>同年 2 月 3 日</td> <td>697 件(754 件)</td> </tr> <tr> <td>同年 2 月末現在</td> <td>同年 3 月 7 日</td> <td>763 件(829 件)</td> </tr> <tr> <td>同年 3 月末現在</td> <td>同年 4 月 12 日</td> <td>2,049 件(2,346 件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 24 年 4 月以降は、事業ごとのお問い合わせ窓口の電話番号をホームページに掲示して、事業全般にわたるお問い合わせに対応するとともに、お問い合わせ管理システムを作成し、同年 5 月からその照会内容を今後の業務運営に活用するために本会の共有情報として蓄積しています。 その照会状況は、企画普及部が全部署の対応記録を月次報告書にまとめて、以下のとおり専務理事、参事、総務部及び監査指導部に定期報告しました。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>〈基準日〉</th> <th>〈報告月日〉</th> <th>〈件数〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年 4 月末現在</td> <td>平成 24 年 5 月 9 日</td> <td>12 件(累計 12 件)</td> </tr> </tbody> </table>	〈基準日〉	〈報告月日〉	〈累積件数〉	平成 23 年 12 月末現在	平成 24 年 1 月 12 日	実 648 件(延 698 件)	平成 24 年 1 月末現在	同年 2 月 3 日	697 件(754 件)	同年 2 月末現在	同年 3 月 7 日	763 件(829 件)	同年 3 月末現在	同年 4 月 12 日	2,049 件(2,346 件)	〈基準日〉	〈報告月日〉	〈件数〉	平成 24 年 4 月末現在	平成 24 年 5 月 9 日	12 件(累計 12 件)
〈基準日〉	〈報告月日〉	〈累積件数〉																				
平成 23 年 12 月末現在	平成 24 年 1 月 12 日	実 648 件(延 698 件)																				
平成 24 年 1 月末現在	同年 2 月 3 日	697 件(754 件)																				
同年 2 月末現在	同年 3 月 7 日	763 件(829 件)																				
同年 3 月末現在	同年 4 月 12 日	2,049 件(2,346 件)																				
〈基準日〉	〈報告月日〉	〈件数〉																				
平成 24 年 4 月末現在	平成 24 年 5 月 9 日	12 件(累計 12 件)																				

具体的な措置	取組状況																																								
	<table border="0"> <tr><td>同年 5 月末現在</td><td>同年 6 月 5 日</td><td>13 件(</td><td>25 件)</td></tr> <tr><td>同年 6 月末現在</td><td>同年 7 月 5 日</td><td>9 件(</td><td>34 件)</td></tr> <tr><td>同年 7 月末現在</td><td>同年 8 月 9 日</td><td>20 件(</td><td>54 件)</td></tr> <tr><td>同年 8 月末現在</td><td>同年 9 月 10 日</td><td>8 件(</td><td>62 件)</td></tr> <tr><td>同年 9 月末現在</td><td>同年 10 月 9 日</td><td>18 件(</td><td>80 件)</td></tr> <tr><td>同年 10 月末現在</td><td>同年 11 月 9 日</td><td>6 件(</td><td>86 件)</td></tr> <tr><td>同年 11 月末現在</td><td>同年 12 月 10 日</td><td>3 件(</td><td>89 件)</td></tr> <tr><td>同年 12 月末現在</td><td>平成 25 年 1 月 9 日</td><td>12 件(</td><td>101 件)</td></tr> <tr><td>平成 25 年 1 月末現在</td><td>同年 2 月 8 日</td><td>12 件(</td><td>113 件)</td></tr> <tr><td>同年 2 月末現在</td><td>同年 3 月 6 日</td><td>10 件(</td><td>123 件)</td></tr> </table> <p>同年 3 月末の照会状況は、同年 4 月 10 日までに報告します。</p> <p>お問い合わせ窓口は、引き続き事業全般にわたって対応して説明義務を果たすとともに、平成 24 年 6 月 28 日の第 7 回理事会で定めた苦情等対応要領に規定する苦情等を受付けた場合は、苦情等対応責任者(各部所長)が当要領に基づき誠実に対応し、円滑な事業運営に努めていきます。</p>	同年 5 月末現在	同年 6 月 5 日	13 件(25 件)	同年 6 月末現在	同年 7 月 5 日	9 件(34 件)	同年 7 月末現在	同年 8 月 9 日	20 件(54 件)	同年 8 月末現在	同年 9 月 10 日	8 件(62 件)	同年 9 月末現在	同年 10 月 9 日	18 件(80 件)	同年 10 月末現在	同年 11 月 9 日	6 件(86 件)	同年 11 月末現在	同年 12 月 10 日	3 件(89 件)	同年 12 月末現在	平成 25 年 1 月 9 日	12 件(101 件)	平成 25 年 1 月末現在	同年 2 月 8 日	12 件(113 件)	同年 2 月末現在	同年 3 月 6 日	10 件(123 件)
同年 5 月末現在	同年 6 月 5 日	13 件(25 件)																																						
同年 6 月末現在	同年 7 月 5 日	9 件(34 件)																																						
同年 7 月末現在	同年 8 月 9 日	20 件(54 件)																																						
同年 8 月末現在	同年 9 月 10 日	8 件(62 件)																																						
同年 9 月末現在	同年 10 月 9 日	18 件(80 件)																																						
同年 10 月末現在	同年 11 月 9 日	6 件(86 件)																																						
同年 11 月末現在	同年 12 月 10 日	3 件(89 件)																																						
同年 12 月末現在	平成 25 年 1 月 9 日	12 件(101 件)																																						
平成 25 年 1 月末現在	同年 2 月 8 日	12 件(113 件)																																						
同年 2 月末現在	同年 3 月 6 日	10 件(123 件)																																						
<p>カ 適切な人事管理の徹底</p> <p>職員の勤務に関する意向調査などを踏まえて、原則として 3～5 年周期の定期的な人事異動を実施し、適正な業務運営に努めます。また、平成 23 年 11 月に勤務評定にコンプライアンスに関する項目を追加する要綱改定を行い、職員のコンプライアンス意識の向上と内部牽制機能の強化に努めます。</p>	<p>本会が定める勤務成績評定要綱の改定については、コンプライアンスに関する項目を追加し、職員のコンプライアンス意識の向上と内部牽制機能を強化するよう、平成 23 年 10 月 31 日に通知するとともに、同年 12 月 22 日の第 3 回連合会所長会において周知しました。</p> <p>平成 24 年 4 月の定期人事異動については、全職員から提出させた勤務に関する意向調査と自己評価、直属上司の勤務評定の報告書を踏まえて、同年 4 月 1 日に発令しました。</p> <p>平成 25 年 4 月の定期人事異動にあたっては、前年のとおり勤務評定及び意向調査を提出するよう平成 24 年 12 月 20 日に通知し、同年 12 月 21 日の第 3 回連合会所長会において周知しました。全職員の意向と勤務評定等を踏まえて、同年 4 月 1 日に発令するよう準備しています。</p>																																								

具体的な措置	取組状況
	<p>人事管理は、引き続き上記のとおり適切に人事ローテーションを行っていきます。</p>
<p>⑤ 建物共済事業の法令違反に係る原因の究明と審査体制の強化等再発防止策の策定・実践</p>	
<p>ア 無資格者に対する更改不可通知</p> <p>既存加入者のうち無資格者に対し、平成 23 年 2 月に実施した加入資格調査の結果を基に、同年 4 月引受分から更改時期に合わせて、引受月ごとに更改案内の不可通知を連合会から順次送付しています。なお、次回以降の定期報告で、無資格者に対する更改案内不可の通知状況を報告します。</p>	<p>加入資格要件の確認ができない加入者に対する更改不可通知については、平成 23 年 2 月に実施した加入資格調査の結果等に基づき実施することとし、同年 4、5 月引受の加入者 612 件に対しては、更改時期が迫っていたことから、同年 3 月から 4 月にかけて電話又は訪問の方法で契約を更改することができないこととその理由を説明しました。</p> <p>同年 6 月引受以降の加入者については、更改不可通知の準備ができたものから順次送付し、同年 12 月末までに 44,812 件に通知しました。</p> <p>併せて、推進員による更改不可の戸別説明を県下 25 協議会のうち 11 協議会において実施しました。その他の協議会においては、平成 24 年 1 月から 3 月に共済責任期間が満了する加入者に最終確認はがきを連合会から責任期間満了日までに 15,670 件順次発送しました。</p> <p>さらに、加入者からの問合せに対しては、協議会及び連合会の本部と出張所に対応しており、平成 23 年 7 月からは、連合会本部がフリーダイヤルによる相談・問合せを受け付け、現地説明が必要な場合は、協議会と出張所が対応しています。</p> <p>また、建物共済の一斉推進に備え、農業共済新聞兵庫版 8 月 2 週号に更改不可通知に係る記事を掲載するとともに、平成 23 年 10 月 12 日、同記事をホームページに転載し、加入者に理解を求めました。</p>
<p>イ 加入審査・加入承諾責任の所在の明確化</p> <p>加入申込書に記載する提出先を平成 23 年 4 月引受分から本会に変更し、建物共済事業の実施者を加入者に周知するとともに、審査・承諾の責任の所在を明確にします。</p> <p>また、連合会が行う承諾行為を明確にした口座振替通知</p>	<p>加入申込書の提出先については、平成 23 年 3 月に本会に表示変更した様式を使用して建物共済事業の実施者を加入者に周知しました。</p> <p>口座振替通知書及び掛金納入通知書兼加入承諾書については、同年 6 月に元受の本会名を追記、さらに平成 24 年 6 月には会長理事名及び会</p>

具体的な措置	取組状況												
<p>書及び掛金納入通知書兼加入承諾書へ同年6月中に様式変更を行います。</p>	<p>長印を追加する様式変更を行い、本会の審査・承諾行為を明確にしました。</p>												
<p>ウ 平成23年7月までの加入申込者に対する審査 同年7月加入までの加入申込者については、同年2月に実施した加入資格調査の結果を基に営農状況を把握し、営農状況の未確認者及び調査書の未提出者については、営農状況申告書を別途取りつけ、本会出張所が加入承諾をする前に審査を行います。</p>	<p>平成23年7月加入分までの加入申込者に対する審査については、同年2月に実施した加入資格調査の結果を基に営農状況を把握し、営農状況の未確認者及び調査書の未提出者については、営農状況申告書等を別途取りつけ、本会出張所が審査・承諾を行いました。</p>												
<p>エ 平成23年8月以降の加入申込者に対する審査 同年6月中に加入申込書に営農状況申告欄を追加する様式変更を行い、同年8月以降の加入申込者の営農状況を把握し、引き続き、本会出張所が加入承諾をする前に審査を行います。</p>	<p>平成23年6月1日施行の決裁権限規程の見直しにおいて、加入承諾の専決者は主管部長並びに出張所長とし、適時、審査・承諾できる体制を整備しました。</p> <p>同年8月以降の加入申込者に対する審査については、営農状況申告欄を追加した加入申込書を使用して営農状況を把握しました。</p> <p>平成24年4月引受分からは、パンフレットと一体になった新様式の加入申込書を使用して営農状況を確認しています。</p> <p>また、平成24年度引受にあたっては、同年4月10日に「任意共済引受審査の徹底について」参事から出張所長に通知するとともに、同年5月2日の建物農機具共済事業推進打合せ会において、加入資格審査を徹底するよう出張所に指示しました。出張所は引受月ごとに建物共済引受審査実施状況報告書を作成して本部に提出し、建物課がその内容を検証のうえ、以下のとおり参事に報告しました。</p> <table border="0" data-bbox="1093 1225 1771 1460"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 1225 1323 1254"><引受月></th> <th data-bbox="1503 1225 1664 1254"><報告月日></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1265 1406 1294">平成24年4月引受</td> <td data-bbox="1541 1265 1771 1294">同年5月10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 1305 1406 1334">同年5月引受</td> <td data-bbox="1541 1305 1771 1334">同年6月13日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 1345 1406 1374">同年6月引受</td> <td data-bbox="1541 1345 1771 1374">同年7月13日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 1385 1406 1414">同年7月引受</td> <td data-bbox="1541 1385 1771 1414">同年8月13日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 1425 1406 1453">同年8月引受</td> <td data-bbox="1541 1425 1771 1453">同年9月14日</td> </tr> </tbody> </table>	<引受月>	<報告月日>	平成24年4月引受	同年5月10日	同年5月引受	同年6月13日	同年6月引受	同年7月13日	同年7月引受	同年8月13日	同年8月引受	同年9月14日
<引受月>	<報告月日>												
平成24年4月引受	同年5月10日												
同年5月引受	同年6月13日												
同年6月引受	同年7月13日												
同年7月引受	同年8月13日												
同年8月引受	同年9月14日												

具体的な措置	取組状況																						
	<table border="0"> <tr> <td>同年 9 月引受</td> <td>同年 10 月 11 日</td> </tr> <tr> <td>同年 10 月引受</td> <td>同年 11 月 12 日</td> </tr> <tr> <td>同年 11 月引受</td> <td>同年 12 月 11 日</td> </tr> <tr> <td>同年 12 月引受</td> <td>平成 25 年 1 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 1 月引受</td> <td>同年 2 月 12 日</td> </tr> <tr> <td>同年 2 月引受</td> <td>同年 3 月 11 日</td> </tr> </table> <p>同年 3 月引受の審査状況は、上記同様、速やかに報告します。</p> <p>さらに、平成 24 年 7 月以降は、出張所職員が審査を行った加入申込書に専用の審査印を押し、審査結果は建物共済加入承諾一覧表にまとめて出張所長が決裁するとともに協議会に通知しています。</p> <p>引受審査は、引き続き上記のとおり確実に対応していきます。</p>	同年 9 月引受	同年 10 月 11 日	同年 10 月引受	同年 11 月 12 日	同年 11 月引受	同年 12 月 11 日	同年 12 月引受	平成 25 年 1 月 10 日	平成 25 年 1 月引受	同年 2 月 12 日	同年 2 月引受	同年 3 月 11 日										
同年 9 月引受	同年 10 月 11 日																						
同年 10 月引受	同年 11 月 12 日																						
同年 11 月引受	同年 12 月 11 日																						
同年 12 月引受	平成 25 年 1 月 10 日																						
平成 25 年 1 月引受	同年 2 月 12 日																						
同年 2 月引受	同年 3 月 11 日																						
<p>オ 協議会に対する加入資格説明</p> <p>協議会に対する加入資格に関する説明は、平成 23 年 2 月 9 日の課長・係長会議、同年 5 月 25 日の組合等局長・課長等会議で行いましたが、今後も本会が開催する課長会等会議で周知徹底していきます。</p>	<p>協議会に対する加入資格及び適正引受の説明については、左記の会議に続いて以下のとおり行いました。</p> <table border="0"> <tr> <td>〈開催月日〉</td> <td>〈対象会議等〉</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 6 月 13 日</td> <td>建物・農機具共済システム操作説明会</td> </tr> <tr> <td>同年 7 月 22 日</td> <td>農業共済担当新任職員講習会</td> </tr> <tr> <td>同年 10 月 26 日</td> <td>組合等局長・課長等会議</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 2 月 13 日</td> <td>組合等課長・係長会議</td> </tr> <tr> <td>同年 4 月 19 日</td> <td>農業共済担当新任職員第 1 回講習会</td> </tr> <tr> <td>同年 5 月 28 日</td> <td>組合等局長・課長等会議</td> </tr> <tr> <td>同年 6 月 13 日</td> <td>建物・農機具共済システム操作説明会</td> </tr> <tr> <td>同年 7 月 20 日</td> <td>農業共済担当新任職員第 2 回講習会</td> </tr> <tr> <td>同年 10 月 31 日</td> <td>組合等局長・課長等会議</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 2 月 6 日</td> <td>組合等課長・係長会議</td> </tr> </table>	〈開催月日〉	〈対象会議等〉	平成 23 年 6 月 13 日	建物・農機具共済システム操作説明会	同年 7 月 22 日	農業共済担当新任職員講習会	同年 10 月 26 日	組合等局長・課長等会議	平成 24 年 2 月 13 日	組合等課長・係長会議	同年 4 月 19 日	農業共済担当新任職員第 1 回講習会	同年 5 月 28 日	組合等局長・課長等会議	同年 6 月 13 日	建物・農機具共済システム操作説明会	同年 7 月 20 日	農業共済担当新任職員第 2 回講習会	同年 10 月 31 日	組合等局長・課長等会議	平成 25 年 2 月 6 日	組合等課長・係長会議
〈開催月日〉	〈対象会議等〉																						
平成 23 年 6 月 13 日	建物・農機具共済システム操作説明会																						
同年 7 月 22 日	農業共済担当新任職員講習会																						
同年 10 月 26 日	組合等局長・課長等会議																						
平成 24 年 2 月 13 日	組合等課長・係長会議																						
同年 4 月 19 日	農業共済担当新任職員第 1 回講習会																						
同年 5 月 28 日	組合等局長・課長等会議																						
同年 6 月 13 日	建物・農機具共済システム操作説明会																						
同年 7 月 20 日	農業共済担当新任職員第 2 回講習会																						
同年 10 月 31 日	組合等局長・課長等会議																						
平成 25 年 2 月 6 日	組合等課長・係長会議																						

具体的な措置	取組状況
	<p>協議会に対しては、引き続き関係者を対象とした会議等において引受の適正化を周知徹底していきます。</p>
<p>カ 推進員に対する加入資格説明 推進員に対しては、協議会と連携して説明会を開催するなどして、順次、説明しており、今後も引き続き周知徹底していきます。</p>	<p>推進員に対する加入資格説明については、平成 23 年 3 月以降に協議会と連携して開催した加入資格説明会、県下各地で開催された協議会総会及び推進会議において行いました。</p> <p>平成 24 年度からは、(2)の⑤のエに記載する加入申込書一体型のパンフレット及び推進員用冊子「加入のすすめ」を使用しています。</p> <p>推進員に対しては、上記のパンフレット等を活用して、引き続き協議会が開催する推進会議等で周知徹底していきます。</p>
<p>キ 加入資格の周知徹底 パンフレットに加入資格に関する事項を平成 23 年 3 月に記載し、これを活用して、引き続き、推進員等並びに加入者に対し周知徹底していきます。</p>	<p>加入資格の周知徹底については、加入資格に関する事項を記載したパンフレットを平成 23 年 4 月引受分から使用しており、平成 24 年 4 月引受分からは、(2)の⑤のエに記載する加入申込書一体型のパンフレットを使用しています。</p> <p>加入資格については、上記のパンフレット等を活用して、引き続き推進員並びに加入者に周知していきます。</p>
<p>ク 農林水産省の指導 加入資格に関し解釈等詳細な説明が必要な場合は、その都度、農林水産省の指導を仰いでいきます。</p>	<p>加入資格に関する解釈等については、左記のとおり行います。</p>
<p>ケ 推進スケジュールの見直し 十分な審査期間と承諾書発行期間を確保するため、推進協議会に対し推進会議の開催時期など推進スケジュールの見直しを要請します。</p>	<p>推進スケジュールの見直しについては、推進会議の 12 月開催を 11 月開催にするなど開催時期の前倒し及び加入申込書回収の早期化等を以下の会議等において要請しました。</p>

具体的な措置	取組状況
	<p style="text-align: center;"> <開催月日> <対象会議等> 平成 23 年 5 月 25 日 組合等局長・課長等会議 同年 6 月 13 日 建物・農機具共済システム操作説明会 同年 10 月 26 日 組合等局長・課長等会議 平成 24 年 2 月 13 日 組合等課長・係長会議 同年 5 月 28 日 組合等局長・課長等会議 同年 6 月 13 日 建物・農機具共済システム操作説明会 同年 10 月 31 日 組合等局長・課長等会議 平成 25 年 2 月 6 日 組合等課長・係長会議 </p> <p>推進スケジュールの見直しは、引き続き諸会議等を通じて協議会に要請していきます。</p>
⑥ 建物共済事業の法令違反に係る責任の所在の明確化と関係者の処分	
<p>ア 法令違反調査委員会による調査 (1)の④に掲げる委員会が調査し、平成 23 年 6 月中に原因究明と責任の所在を明確にします。</p>	<p>法令違反の原因究明と責任の所在の明確化については、(1)の④に記載するとおり、法令違反調査委員会から関係書類の内容審査及び関係役職員からの聴き取り調査結果をとりまとめた調査報告書が平成 23 年 7 月 20 日に会長に提出されました。</p>
<p>イ 理事会等による処分の決定 調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規則第 57 条及び第 58 条に則り、関係職員の処分を審議・決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を明らかにします。</p>	<p>関係役職員の処分については、(1)の④に記載するとおり、平成 23 年 8 月 10 日の第 2 回理事会において職員の懲戒処分を決定するとともに、役員についても、責任を明らかにしました。</p>